



地域包括支援センター (介護長寿課内 227-6067)

高齢者が住みなれた地域で安心した生活を送れるように、総合的に支援を行います。

①高齢者の総合的な相談窓口②虚弱な高齢者にサービスの調整③高齢者の虐待防止や権利を守る相談④ケアマネジャーの相談・支援⑤介護予防の教室などを行います。

高齢者筋力アップトレーニング事業★

介護予防が必要と認められる65歳以上の人に高齢者向けのトレーニングマシンやバランスマットなどを用いて、筋力アップ、バランス改善を行います。保険料などが必要です。参加期間は3カ月で、週2回行います。

高齢者虐待の相談

虐待の早期発見、把握に努め、他の機関と連携して高齢者のみなさんを守ります。高齢者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、速やかに通報することが義務づけられています。おかしいなと感じたら、地域包括支援センター等に相談・通報してください。

家庭訪問

家庭に訪問し、介護予防、高齢者の福祉サービス、介護保険制度などの相談、助言を行います。
(地域包括支援センター、地域相談センター)

成年後見制度等の相談

お金の管理や契約に関することに不安がある時、頼る家族がいない場合などには、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業が利用できます。地域包括支援センターでは、これらの制度説明や利用支援を行います。

■地域の相談窓口

高齢者に関する相談、各種サービスの情報提供をする地域に密着した相談窓口です。

名称	所在地	電話番号
野々市富樫苑地域相談センター	中林4-62 (富樫苑内)	248-8474
野々市南ケア地域相談センター	蓮花寺町1-1 (金沢南ケアセンター内)	294-6547
野々市かんじん地域相談センター	新庄2-45 (かんじん内)	248-7767
野々市社協地域相談センター	矢作3-1-2 (椿荘内)	246-5570

いきがいセンター★

要支援や要介護には該当しないが、家に閉じこもりがちな人を対象に、介護が必要になる状態を予防するためにいきがいセンターで趣味活動などを行います。(食事、送迎あり、利用料1回800円)

★印は事前に職員が自宅を訪問し、必要と認められた人が対象です。

